

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 住環境・都市機能
 施策番号: 16 - 01

1 基本情報

施策名	16 住環境・都市機能	展開方向	01 市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 現在の住環境は快適でくらしやすいと感じている市民の割合	↑	90.0	%	69.4	83.2	81.7	83.5	79.6	83.4	82.0		91.1%
B 密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長(累計)	↑	700	m	103.2	132.8	209.5	257.3	325.2	483.7	536.4		76.6%
C 市内の緑化に関する展示会等の認知度	↑	30.0	%	-	-	-	-	-	22.5	21.6		72.0%
D												
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	隣地統合促進事業補助金
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	密集住宅市街地整備促進事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	密集住宅市街地整備促進事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承 総合戦略 ⑥
【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】	(目的)地域の課題を共有し、自らまちづくりのルールを定め、住環境や防災性の向上に取り組む市民を支援するとともに、密集市街地の改善を図り、安全・安心なまちづくりを推進することで、快適で暮らしやすさを実感できるまちを実現する。 (成果)①良好な住環境の保全と形成に向けた手法を検討している地区に対して、随時支援を行っており、まちづくり活動団体として新たに2地区(東園田町6丁目地区、塚口町南東地区)の登録があった。そのうち塚口町南東地区に対しては地区計画等の策定に向けたアドバイザーの派遣を行い、現状のまちの課題の抽出やありたいまちの姿についての意見交換、まちづくり協議会設立に向けた準備を行っている。(目標指標A) ②地区計画の補完等を目的とした地区まちづくりルールを策定した3地区(潮江地区、塚口北地区、下坂部川出地区)においては、計画の段階で建築事業者等と協議することにより、ルールに適合した建築が行われ(18件(累計28件))、地区の考えに合致したまちづくりが進んでいる。(目標指標A) ③隣地統合促進事業について、対象用地への個別PRを進めるとともに、使いやすい制度となるよう、面積要件の緩和(例えば第1種住居地域では80㎡から70㎡へ変更等)など実態をふまえた制度の見直しを行った(問合せ5件、補助1件)。また、密集市街地建物除却促進事業について、密集市街地のさらなる改善促進に向けて制度運用を7月に開始し、16件の問合せがあり1件(長屋2戸)の除却補助を行った。 ④地区施設等において、建替等に伴い道路後退した部分の舗装及び側溝整備等を行うことで、道路空間の確保を図った(4地区合計52.7mの整備を実施)。(目標指標B) ⑤阪急塚口駅北地区については、都市基盤が不十分であるため、阪神地域都市計画区域マスタープランにおいて引き続き再開発等を検討すべき地区と位置付けることとした。 (課題)③補助対象区域外においても、狭小地や無接道地が多く点在していることから、対象地区外から制度の問い合わせもあった。 ④密集市街地の改善促進に向けて、隣地統合促進事業や密集市街地建物除却促進事業の周知を図り、制度活用を促すとともに、他の重点密集市街地等においても、防災街区整備地区計画の策定を進めてきた実績を活かし、整備・改善の取組を進める必要がある。 ④防災街区整備地区計画区域内の建替等に伴う後退用地の道路空間確保については、現行制度では後退用地整備後に適切な維持管理が行われることについて、担保される可能性が低いという課題があり、仕組みの見直しを検討する必要がある。 ⑤阪急塚口駅北地区については、都市機能の強化・維持のため、今後の対応策の検討が必要である。
行政が取り組んでいくこと	市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり 総合戦略 ⑥
【都市景観の向上】	(目的)都市美の形成を図ることにより、住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったと思われる魅力的なまちづくりを進める。 (成果)⑥平成30年度に引き続き「まちながめ」パネル展示(生涯学習プラザ(中央北・武庫西))や市民課モニター、LINEによる情報発信等を行い、本市の魅力のPRと都市美啓発に努めた。 (課題)⑥市民アンケートの結果、市内の景観に対する関心があるとの回答は42.4%と一定の結果を得ており、市の取組が重要と考える回答も15%前後にある。一方で認知度の高い事業である「まちかどチャタリング賞」においても8.3%であることから、更なる都市景観への関心を持ってもらうため、情報発信や周知を図っていく必要がある。
【緑化の促進】	(目的)緑の普及啓発を行うことで、美しいまちなみを創出するとともに、花づくりを通じてコミュニティの醸成を図る。 (成果)⑦60代未満の世代における緑化に関する展示会等の認知度が低いという平成30年度のアンケート調査結果を踏まえ、認知度の低さを改善するために「武庫一草ソラマメの収穫体験」など子ども向けのイベントや講習会の開催回数を増やした。(目標指標C) (課題)⑦依然として認知度が低く、特に子育て世代である30代、40代における認知度が約16%と低いため、改善を進める必要がある。
【分譲マンションの適正管理】	(目的)管理組合による適正管理を促し、マンションの良好な居住環境の確保を図るとともに地域の住環境の向上に寄与する。 (成果)⑧令和元年9月にNPO法人化した尼崎マンション管理組合ネットワーク(あまかんネット)の定例会議に毎月参加し、積極的なコミュニケーションを図った結果、マンション管理セミナーを共同で企画・共催していくこととなり、市民組織であるあまかんネットの活動の幅を広げるとともに、区分所有者に自主的・積極的なマンション管理をより意識付けるセミナーの実施につながった。 ⑨マンションの管理実態の継続的な把握の基盤となる、市内の分譲マンションリストの精査・再整理を行った。 (課題)⑧セミナーの参加者が固定化する傾向があり、より多くの区分所有者の参加を促すため、実施方法等のさらなる検討が必要である。 ⑨兵庫県が中心となって県下(神戸市を除く)の高経年分譲マンションの調査を令和元年度に行ったが、抽出調査であるため、市内全体の状況を把握するには不十分である。

6 評価結果

令和2年度の取組	
【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】	①②引き続き地区計画等の市民主体のまちづくり制度について、出前講座等を通じて発信していくとともに、地区計画等の策定に向けて活動する地区については、アドバイザー派遣等の支援を実施する。 ③隣地統合促進事業について、全市域対象とする制度改定を5月に行い、空家対策とも連携しながら住環境の改善に取り組む。また、他の重点密集市街地等においても整備・改善の取組の地元周知を進める。 ④後退用地の道路空間確保については、現行制度における課題解決に向けた仕組みの見直しのための検討を行う。 ⑤塚口町南東地区のまちづくり活動団体と連携し、地域のまちづくりに関する意向確認や、各種制度の周知及び支援を行う。
【都市景観の向上】	⑥まちかどチャタリング賞の令和3年度の開催に向けて、パネル展示等により地域に尼崎市の景観と取組の周知を図るとともに、市が実施しているSNS等を活用し、尼崎市の景観の状況を広く配信する。
【緑化の促進】	⑦尼崎緑化公園協会を中心に子育て世代向けのイベントや講習会を引き続き開催する。加えて、特に認知度の低い30~40代がよく利用するSNS等で緑化に関する展示会等の情報発信を引き続き強化する。
【分譲マンションの適正管理】	⑧管理組合同士の相互交流と自主的・積極的な適正管理の促進のため、より効果的なセミナー等の実施方法を検討する。 ⑨把握している管理不全の恐れのあるマンションの具体的な状況を確認するとともに、国・県の動きを十分に把握しながら他都市の事例も参考に今後の施策展開を視野に入れ、本市に適した実態を把握する仕組みづくりの検討を進める。
主要事業の提案につながる項目	

・都市計画マスタープランと今年度改定する住宅マスタープランの双方を意識する中で、連携して施策を展開する必要がある。

・さらなる地域活動の活性化に向けては、地域振興センターと連携する中で、良好な住環境の保全と形成に向けた取組を実施している活動団体への支援を引き続き実施していく。

・また、空家などのまちの課題における実態把握については、他都市の実施手法を参考にすることで、まずは地域振興センターと連携して取り組むなど、多様な把握手法について検討を進めていく。

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 住環境・都市機能
 施策番号: 16 - 02

1 基本情報

施策名	16 住環境・都市機能	展開方向	02 住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。
担当当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (R1)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
A 現在の住環境は快適でくらしやすいと感じている市民の割合	↑	90.0 %	69.4	83.2	81.7	83.5	79.6	83.4	82.0	91.1%
B 空家に関する市民の苦情・相談に対する解決率(累計)	↑	80.0 %	—	—	24.8	39.4	39.2	37.7	65.9	82.4%
C 新規分譲住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積が一戸建て100㎡以上、マンション75㎡以上)の割合	↑	60.0 %	59.4	51.8	47.0	51.3	43.8	46.2	35.4	59.0%
D 新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100㎡以上)の割合	↑	60.0 %	59.1	61.0	59.7	60.4	56.2	59.6	61.3	100%
E 公園施設に関する修繕要望件数	↓	112 件	—	—	301	320	140	248	195	57.4%

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)		総合戦略	⑥
<p>行政が取り組んでいくこと ■すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保</p> <p>【安全安心のまちづくり】 (目的)安全安心なまちづくりに向け、市内に存する新耐震基準施行以前に着工された建築物の耐震化の促進を図る。 (成果)①大阪府北部地震後のブロック塀撤去等補助事業は住宅40件、保育所1件、社会福祉施設1件に補助し終了した。(目標指標A) ②個別ヒアリングの結果、過去に簡易耐震診断を受けたものの、耐震改修工事に至っていない戸建住宅は、経済的理由等で耐震改修に至らないものが多くある一方、長屋住宅、共同住宅は、耐震工事をしないで解体等されているものが多いことが分かった。 (課題)②戸建住宅については、命を守る支援施策が必要であり、長屋住宅、共同住宅については簡易耐震診断を促す必要がある。</p> <p>【空家等の対策・利活用】 (目的)各法令に基づく取組により、所有者等による空家等の管理の適正化を図り、安全で安心な市民生活を確保する。 (成果)③組織を強化し空家に関する相談解決の促進を図った結果、平成27年度以降に受けた615件の相談に対して、解決数は405件(令和元年度は210件)となり、解決率が上昇した。(目標指標B) ④空家の除却・流通・利活用に向けて、弁護士等専門家の活用と既存住宅売買時の住宅の品質確保に向けた補助制度等の検討を行った。 ⑤老朽危険空家等の除却促進に向けて指導等を強化し、90件の自主解体を確認した。さらに、所有者不明の空家について、行政代執行(略式)の実施に向けて隣地所有者等との協議を行った。また、除却後の跡地の管理主体の明確化など法令等の改善を国へ働きかけた。 ⑥空家の利活用3事業の利用実績は平成30年度が12件、令和元年度が13件と横ばいのため、補助対象の要件緩和等利用促進を図った。 (課題)③⑤老朽危険空家等の除却促進に向けて、立地上有効利用が難しい所有者不明土地に関する管理主体の明確化が必要である。 ⑤生活困窮者や共有名義、所有者不明など自主解体が困難な空家については、解決に向けて検討すべき事項が多く早期解決は困難である。自主解体が困難な空家への対応の個別検討を進める一方で、今後、新たな老朽危険空家が増えないように、空家を放置しない、させない仕組みづくりを目指し、補助等の各種支援制度を設けるとともに、より一層の普及啓発が必要である。 ⑥現行制度については要件を緩和した上で周知に努めていくとともに、その効果を検証し、この事業の主目的である空家の利活用促進に向けて、より効果的な制度となるよう、抜本的な見直しを含めて検討する必要がある。</p> <p>【住宅施策における定住・転入の促進】 (目的)住みやすく住みたいまちを目指して、ファミリー世帯の定住・転入促進に向けた効果的な施策を検討し、順次実施する。 (成果)⑦尼崎市住宅政策審議会を設置し、住宅マスタープランの改定について諮問を行った。改定に向け、現行計画を総括するとともに論点の整理を行い、世帯構成やライフステージ別の住生活等の本市を取り巻く状況や市民アンケートの結果等を踏まえ、基本目標や「子育て」「高齢期」といったテーマ別の施策の方向性などの検討を進めた。 ⑧局内に横断的な検討チームを立ち上げ、良好な住環境の保全・形成に資する施策の検討を進めており、市内の特徴ある住宅地を例として現状把握や課題整理を行い、それらを踏まえ、今後の取組の方向性を検討した。(目標指標C・D) (課題)⑦市民の豊かな住生活の実現を目指し、施策の再構築を行うとともに、多様な住宅地を有するといった本市の特徴を踏まえ、それぞれの住宅地の特性に応じた魅力付けを進めるための方向性を整理した上で、新しい住宅マスタープランを策定する必要がある。</p>			
<p>行政が取り組んでいくこと ■公園緑地、住宅等の維持・整備・更新</p> <p>【公園緑地の維持・整備・更新】 (目的)安全で快適な公園及び子ども広場等を供用する。 (成果)⑨整備後30年超経過した遊具を対象に優先順位をつけ9公園の遊具を更新し、計画における進捗率は24%となった。(目標指標E) ⑩令和元年度から直営作業の一部(東地区)を民間委託し、日常、緊急対応業務に係る執行体制の見直しを実施した。 (課題)⑨昭和60年代にかけて整備した公園が多数あり、過去5年で更新した23公園に対し、整備後30年超経過した公園は18公園増加した。 ⑩ベンチ修繕等の軽作業単体を委託したが、作業量が少なく、ごみ処理など間接的な作業の割合が多くなり、費用対効果に課題がある。 ⑪公園樹・街路樹が高齢になり高木化していることから、倒木の危険があるものについては、撤去していく必要がある。</p> <p>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】 (目的)市営住宅の維持管理・整備・更新・耐震化等を進める。 (成果)⑬入居者の高齢化等により、本来のコミュニティ形成に課題が生じている久々知住宅のあり方について地域・福祉部署等と協議し、入居者から意向を聞き取り、年齢バランスに配慮した募集方法やコミュニティ活動の活性化に向けた取組の方向性について検討を進めた。 ⑭高齢化に対する取組として、若年層の入居促進のため収入基準を緩和した。時友長ノ手住宅の入居者募集のバス広告を行った。 ⑮市営住宅等駐車場について、これまでの42区画に加えて、新たに4住宅(32区画)にコインパーキングを導入することができた。 ⑯市営武庫3住宅第1期建替事業(時友)は9月末に完了した。廃止対象住宅入居者に対し、他の市営住宅等への移転の促進に努めた。 (課題)⑭共益費の徴収が高齢化により負担となっている。また、中堅所得者向け住宅の空住戸等の課題解消に向けた取組が必要である。 ⑯廃止住宅(576戸)入居者の移転先住宅へのエレベーター設置が、設計業務委託の入札不調により進められず、令和元年度の入居者移転は39世帯に留まった。また、予防保全による長寿命化に向け、関係部局と財政負担も考慮して検討しているが、まだ着手には至っていない。</p>			

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	空家利活用推進事業
2	空家対策推進事業
3	市営住宅等駐車場の空区画有効利用
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	住宅マスタープラン改定事業
2	公園維持管理業務の執行体制の見直し
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	空家利活用推進事業
2	空家対策推進事業
3	公園維持管理業務の執行体制の見直し
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和2年度の取組	
<p>【安全安心のまちづくり】 ②戸建住宅は、屋根軽量化工事等の補助や代理受領制度の活用も促す。長屋住宅、共同住宅は、引き続き簡易耐震診断等の活用を促す。</p> <p>【空家等の対策・利活用】 ③～⑥空家等実態調査を実施することで、現況を把握して平成27年度以降の取組を検証するとともに、関連法や他都市事例の研究を行う。 ③～⑥空家の除却・流通・利活用のさらなる促進を図るため、専門家活用等の新たな制度を通して、より効果的な指導等を行う。また、空家利活用事業の見直しや、老朽危険空家等の除却促進に向けた制度を検討する。</p> <p>【住宅施策における定住・転入の促進】 ⑦社会情勢や施策の効果等を踏まえ、今後の本市における住宅施策の方向性や地域別の取組を検討し、住宅マスタープランを改定する。 ⑧効果的な施策の具体化に向けて検討を進める。</p> <p>【公園緑地の維持・整備・更新】 ⑨新たに計画の対象になった公園の遊具点検を実施し、計画を改定する。 ⑩従前の除草業務等と集約するなど効率化を推進する。 ⑪危険樹木の撤去方針を定め、順次点検と撤去を進める。 ⑫新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて公園の適切な利用を呼びかけ、市民の安全を確保する。</p> <p>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】 ⑬久々知住宅で60～69歳に優先枠を設けて入居者を募集するとともに、引き続きコミュニティ活動の活性化に向けた手法等についても検討する。 ⑭入居者の高齢化に伴う負担の軽減を図るため、共益費を家賃と一体的に市が徴収する仕組みについて検討を進める。また、中堅所得者向け住宅の空住戸解消のため、新たな取組について検討していく。 ⑯新型コロナウイルス感染症拡大の影響による財政悪化を踏まえた上で、耐震化の推進、エレベーター設置を順次進める。また、より適正な予防保全手法について関係部局間で検討する。さらに、入札時期の平準化を図るとともに事業規模等を調整する。 ⑰新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住宅に困窮する方に対し、市営住宅を提供する。</p>	<p>・今年度改定する住宅マスタープランについては、本市における地域特性、施策の効果等を踏まえ、市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進していく。</p> <p>・建設コストの上昇等により、新築分譲住宅に占めるゆとりある住まいの割合が減少傾向にある。その課題に対しては、「ファミリー世帯の定住・転入の促進」の観点から課題の分析を行い、効果的な取組について検討を進めていく必要がある。</p> <p>・久々知住宅については、コミュニティ活動の活性化に向けた取組などの検討を進めていく。また、他のシルバーハウジングのあり方についても、検討を進めていく必要がある。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p> <p>【空家等の対策・利活用】 ③～⑥空家対策により効果的な利活用の制度や、老朽危険空家等の除却促進に向けた制度の創設を図る。また、これまでの成果と実態を踏まえ空家等対策計画の改定にあたり今後の施策の方向性を検討する。</p> <p>【公園緑地の維持・整備・更新】 ⑪樹木の撤去や植栽について、管理対象数量の見直しや維持管理コストの軽減につながる樹木の選定など植栽ルールを見直す。</p> <p>【市営住宅の維持・管理・整備・更新】 ⑯塚口・上食満・口田中地区での市営住宅建替事業の取組を進める。</p>	

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 住環境・都市機能
 施策番号: 16 - 03

1 基本情報

施策名	16 住環境・都市機能	展開方向	03 都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
主担当局	都市整備局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	↑	90.0	%	75.2	83.2	79.2	82.0	80.5	81.7	83.4		92.7%
B 災害に強い道路網の整備(都市計画道路の整備率)	↑	90.1	%	85.5	85.7	85.9	86.1	88.9	89.1	89.3		99.1%
C 日常における公共交通機関の利用意識	↑	87.6	%	-	-	-	-	79.9	79.7	77.9		88.9%
D												
E												

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	市民協働型道路等維持管理事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	交通政策推進事業
2	道路橋りょう維持管理業務の執行体制の見直し
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	交通政策推進事業
2	街路灯維持管理事業の見直し
3	抽水場の保守点検業務等の執行体制の見直し
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)		総合戦略	⑥
<p>行政が取り組んでいくこと ■都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出</p> <p>【都市基盤の整備・維持】 (目的)都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを目指す。 (成果)①都市計画道路の事業着手時期をあらかじめ明らかにするため、「尼崎市都市計画道路整備プログラム」を改定・公表した。また、長久々知線や尼崎駅前3号線などの整備を進めた結果、都市計画道路の整備率は89.3%となった。(目標指標A・B) ②管理している水路機能の有無について、関係機関との協議を進めるとともに、立花・中央地区内の一般水路の現況調査を行った(116.2km/209km)。また、平成29年度からの調査報告を含め22箇所の要補修箇所について優先順位付けを行い、優先順位の高いもののうち浜田排水路の2箇所の補修を行った。(目標指標A) ③総合治水対策として、貯留浸透施設等の整備計画及び実績を把握するとともに、学校、公園等への貯留機能確保について事業手法や対象施設の検討を行った。 ④抽水場は老朽化に伴う応急措置を行いつつ、又兵衛抽水場の改築更新詳細設計を実施した。 ⑤雨水貯留管の整備にあたり、当初計画案に加え新たに3つの候補地を選定し、説明会を複数回実施し比較検討の上、有力候補地として武庫荘総合高校に絞り込んだ。 (課題)①都市計画道路の未整備路線については、ボトルネック等の交通問題をはじめとする様々な課題を抱えているため、優先順位をつけて健全な都市の発展へ向けた、着実な都市計画道路整備を進める必要がある。 ②治水上必要な水路や農業用に利用している水路について、関係機関との協議を継続していくとともに、残りの要補修箇所についても優先順位の高いものから順次補修を行う必要がある。また、水路の売却を含めた検討については、水路網再編計画を策定したうえで判断する必要がある。 ③総合治水について、学校、公園等への貯留機能確保に向けては、各施設管理者と連携し、進めていく必要がある。また、総合治水に係る取組について協力を仰ぐため市民へ広く周知を行う必要がある。 ④又兵衛抽水場の更新は排水を継続しつつ実施し、各種ハザードマップの浸水深以上の位置に電気設備等を配置する必要がある。 ⑤総合治水としての雨水貯留管の必要性や工事実施時の影響について、住民への説明及びその対策を行う必要がある。</p> <p>【総合的な交通政策の推進】 (目的)人と環境にやさしいまちの活力を支える交通環境を実現する。 (成果)⑦自動車から公共交通などへの自発的な転換を促すモビリティ・マネジメントの推進に向け、「エコ通勤トライアルウィーク」を実施し、新規2事業所を含め6事業所79人の参加があった。(目標指標C) ⑧サイクルアンドバスライドの取組として、船出地区への通勤者を対象とした駐輪スペースをクリーンセンター第2工場バス停付近に試験的に設置した。(目標指標C) (課題)⑦「エコ通勤トライアルウィーク」は、参加事業所数は増加したものの、参加者数が減少しており、市民の行動変容につなげていくためには、事業の認知度の向上やモビリティ・マネジメントの考え方などの啓発に取り組んでいく必要がある。</p>		総合戦略	⑥
<p>行政が取り組んでいくこと ■適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減</p> <p>【道路等の適切な維持管理】 (目的)適切な維持管理を持続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。 (成果)⑨道路の舗装について、令和元年度は路面損傷状態に重点を置いた「尼崎市舗装維持管理計画」の更新を行い、優先順位の高いものから9路線の舗装工事を実施した。(目標指標A) ⑩令和元年5月末に街路灯LED化が完了し、これにより市内のLED化が可能な街路灯は全て取替を行った(市管理灯10,986基、リース灯17,257基)。(目標指標A) ⑪令和元年度から直営作業の一部(西地区)を民間委託し、日常、緊急対応業務に係る執行体制の見直しを実施している。 (課題)⑨労務単価の上昇等により工事単価が増加しており、計画に基づいた予防保全型の補修工事が実施できていない。また、未就学児の移動経路や通学路における交通安全対策については、エリア的な対策に必要な教育関連部署、警察などと連携が課題である。 ⑪業務執行体制の見直しは、1年間の実績を踏まえ発注方法の費用対効果が課題である。</p> <p>【橋りょう等の適切な維持管理】 (目的)適切な維持管理を持続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。 (成果)⑫令和元年度は予防保全型と対処療法型を合わせて21橋の補修工事を実施した。これにより道路橋定期点検で5年以内の補修が必要と判定された69橋の内40橋(58%)は完了した。また、道路橋定期点検は、令和元年度から2巡目となるが、コスト縮減ならびに若手職員の技術力向上を図るため対象橋梁237橋のうち比較的容易な構造の129橋を職員で点検を実施した。 (課題)⑫2巡目の道路橋定期点検において、5年以内に補修が必要な橋りょうが新たに3橋発生しており、今後も老朽化が進んでいく傾向があるが、「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」を確実に実施していくため、国庫支出金の財源確保を図り効率的かつ確実に補修工事を行っていく必要がある。港橋の耐震補強工事が完了した後は、他の重要橋りょうの耐震補強を進めていく必要がある。</p>		総合戦略	⑥

6 評価結果

令和2年度の取組	
<p>【都市基盤の整備・維持】 ①未整備区間のうち優先順位をつけ計画的かつ効率的に都市計画道路を整備し、災害に強い道路網を構築するため、喫緊の課題のある猪名寺椎堂線(上園橋)、五合橋線と尼崎伊丹線との接続について検討する。 ②一般水路の現況調査を行い、売却も含めた水路の存廃方針の検討を進める。また、優先順位の高い2箇所の補修を行う。 ③学校、公園等への貯留機能確保のため、各施設管理者と連携を強化し、市民周知に向けてパンフレット等を作成する。 ④又兵衛抽水場改築更新について、排水を継続しながら改修工事を行う。 ⑤有力候補地関係者との調整及び周辺住民への説明を行い、発進立抗用地を確定し、事業計画手続きを進める。 ⑥新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度以降に実施予定の投資的事業の時期等を見直す。</p> <p>【総合的な交通政策の推進】 ⑦「エコ通勤トライアルウィーク」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止とし、令和3年度以降の参加事業所及び参加者数の拡大に向けた取組を検討する。</p> <p>【道路等の適切な維持管理】 ⑧計画的な舗装補修工事(9路線)を実施する。 ⑨ICT技術を用いた市民協働型の通報システム「あまレポ」を導入し、対応状況等の「見える化」を行い市民満足度の向上を図るとともに、業務改善に向けた研究を進める。 ⑩緊急点検に基づき、未就学児の移動経路の安全対策を実施する。 ⑪業務執行体制の見直しについては、市民満足度の向上及びコスト削減の観点をもって、契約手法等の検討を行う。</p> <p>【橋梁等の適切な維持管理】 ⑫道路橋定期点検108橋(委託分82橋、直営分26橋)と、5年以内の補修が必要と判定され補修未実施の29橋の内11橋の補修工事を着実に実施する。また、横断歩道橋については、必要性の高い横断歩道橋の補修工事(1橋)を実施し、低いものは撤去等に向けた調整を行っていく。</p>	
<p>【道路等の適切な維持管理】 ⑨更なる都市魅力向上のため、ウォーカブルな都市を目指し、歩道のリニューアルを計画し、戦略的に実施していく。 ⑩道路維持管理業務の更なる効率化を目指して包括民間委託の検討を進めていく。</p>	

・モビリティ・マネジメントの推進に向けては、新型コロナウイルス感染対策の機を捉え、公共交通などへの誘導のみならず、密閉、密集、密接を防ぐための取組として、自転車やウォーキングへの転換についても検討を進めていく。

・都市の整備に関する個々の計画に基づく事業については、各計画間での整合性などを点検していくことで、持続可能なまちづくりにつなげていく。

・また、「あまレポ」については、道路の維持管理業務の改善につながるよう運用していくこととしているが、今後は災害情報を収集するツールとしても関係部局と活用に向けて検討を進める。